千葉県社会教育委員会議

「県立青少年教育施設の今後の在り方」 検討資料

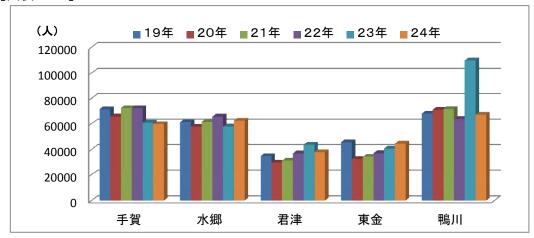
平成25年7月3日 生涯学習課

1. 平成24年度利用者数等のデータについて

〇昨年度会議資料として配付いたしました「県立青少年教育施設の今後の在り方検討資料」における図表の中で、平成23年度・平成22年度の数値データをもとに作成したものもありました。答申案作成にあたり、最新データ(平成24年度)を用いた図表に更新するとともに、新たに必要となるデータ(新規)を収集しました。

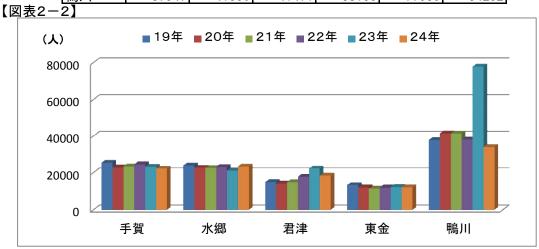
(1) 利用者数の推移(平成19年度~24年度) 図表1-1】			更新	(人)		
	19年	20年	21年	22年	23年	24年
手賀	71552	65912	72473	72405	60821	59750
水郷	61417	57508	61553	65780	57688	62462
君津	35024	29865	31274	37093	43677	38090
東金	45602	32627	34344	37218	40817	44463
鴨川	68036	71005	71689	64049	109756	67244

【図表1-2】



(注) 平成23年度の鴨川青年の家は福島県から避難者の受け入れを実施しました。

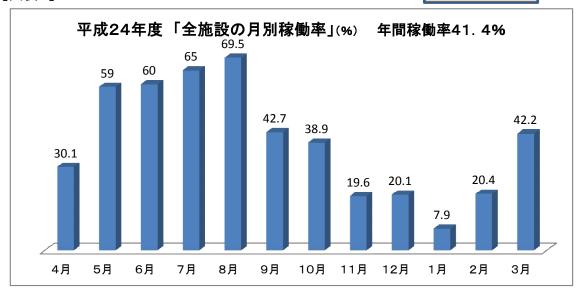
	(2) 宿泊者数の推移(平成19年度~24年度) 【図表2-1】				更新	更新 データ追加		
1-2-		19年	20年	21年	22年	23年	24年	
	手賀	25559	22933	23551	24682	23402	22256	
	水郷	24045	22653	22549	23304	21190	23525	
	君津	15044	14389	15003	17939	22306	18462	
	東金	13364	12143	11406	11971	12371	12227	
	鴨川	37947	41550	41471	38155	77935	34232	
	~1							



(注) 平成23年度の鴨川青年の家は福島県から避難者の受け入れを実施しました。

(3) 月別稼働率と各利用団体の月別宿泊者数について 【図表3】

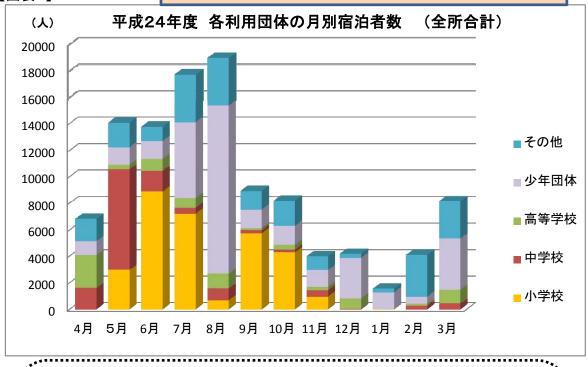
新規 データ



注) 月別稼働率 全所の月別利用(使用)室数÷ 全所の月別利用可能室数×100 *小数第2位四捨五入注) 年間稼働率 全所の年間利用(使用)室数÷全所の年間利用可能室数×100 *小数第2位四捨五入

【図表4】

新規 データ (平成24年12月会議資料では「月別宿泊団体数」)



〇【図表3】のとおり、平成24年度の全施設を合わせた年間稼働率は41.4%です。 月別稼働率は、5月~10月が高く、11月~2月は低くなっています。3月は利用団 体も増え、稼働率も高くなっています。

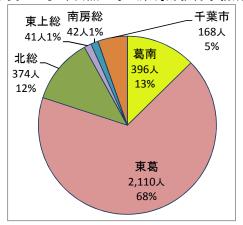
〇【図表4】の「各利用団体の月別宿泊者数」と比較すると、稼働率の低い12月以降は、小中学校の利用がほとんどなくなります。学校が「宿泊を伴う体験学習」を実施しない時期は、学校以外の団体の利用促進など稼働率向上の取組を検討する必要がありますが、「稼働率が低い時期に数字を上げるというノルマが先行し、教育施設としてそれでいいのか。」というご意見もあります。

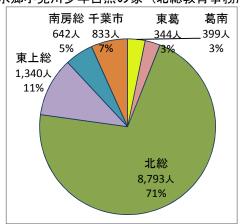
(4) 県内小中学校の宿泊者の地域別の割合について(平成24年度)

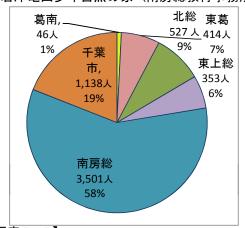
更新 24年データ

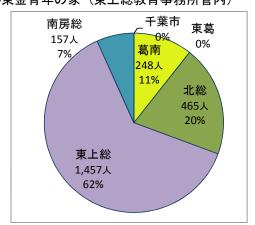
【図表5-1】 【図表5-2】

①手賀の丘少年自然の家(東葛飾教育事務所管内)②水郷小見川少年自然の家(北総教育事務所管内)

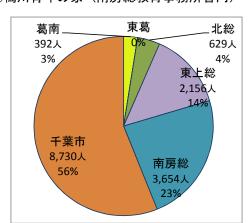




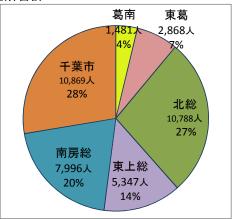




【図表5-5】 ⑤鴨川青年の家(南房総教育事務所管内)



【図表5-5】 ⑥全所合計



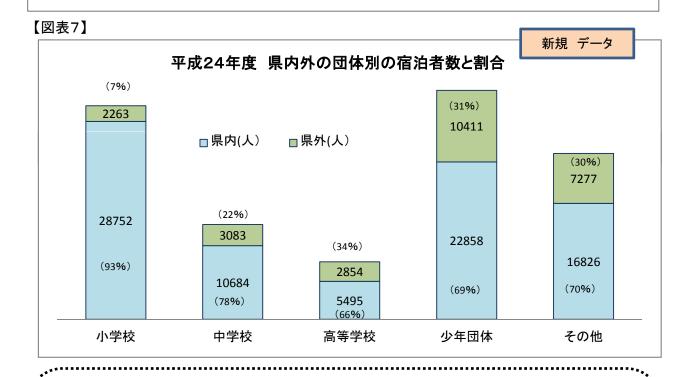
〇各施設における県内小中学校の宿泊者の地域別の割合をみると、鴨川青年の家以外では、施設のある地域の小中学校の利用が一番多くなっています。鴨川青年の家については、千葉市の小中学校の利用が一番多く、次に施設が所在している南房総教育事務所管内の小中学校となっています。

〇「宿泊を伴う体験学習の実施状況調査」(H25.1実施)の中で「県立青少年教育施設を利用する理由」では、「近隣にある」という回答が小学校(63%)、中学校(58%)ともに多くなっていました。

(5) 県外利用者の宿泊者の状況

【図表6】

X O 1				新規 ナー	- ダ
平成24年度 県内外の宿泊者数と割合		□県内(人	内(人) 県外(人)		
全体	84814	(77%)		25888	(23%)
手賀	16301	(73%)		5955	(27%)
水郷	20466	(87%)			3059 (13%)
君津	12736	(69%)		5726	(31%)
東金	10665	(87%)			1562 (13%)
	24646	(700()			()
鴨川	24646	(72%)		9586	(28%)



- ○【図表6】のとおり、5所全体の平成24年度県外利用者の宿泊者数は、25,888人であり、全 体の23%になります。君津亀山少年自然の家(31%)、鴨川青年の家(28%)、手賀の丘少年 自然の家(27%)が県外の宿泊利用者の割合が高くなっています。
- ○【図表7】は、団体別の県内外宿泊者数の状況を示しています。県外の宿泊利用者では、少年 団体が一番多く、10,411人となっています。
- ○検討課題のひとつである「適正な受益者負担」に関連して、現在は同額の宿泊料金である県内 団体と県外団体の宿泊料金について、差を設けていくことも協議していく必要があります。

2. 青少年教育施設の名称について(国立・他県の状況)

〇社会教育委員会議において「名称変更」については、「ネーミング(名称変更)をメディアに投げか け、県内外に周知するとよい。」「名称変更をして、一般の利用者の増加を図る。」等のご意見があり ましたので、国立・県立青少年教育施設の名称変更の状況についてまとめました。

(1) 国立 (〇〇は地域名等)

- 国立〇〇青少年交流の家(旧国立〇〇青年の家)
- 国立〇〇青少年自然の家(旧国立〇〇少年自然の家)

(2) 名称変更をしている主な県立青少年教育施設(〇〇は地域名等)

- ・岩手県→県立○○青少年の家
- 和歌山県→県立○○青少年の家

・宮城県→○○自然の家

- ・福岡県→県立ふれあいの家○○
- ・群馬県→○○青少年自然の家
- 大分県→○○青少年の家 ・宮崎県→○○青少年自然の家

埼玉県→○○げんきプラザ

- 神奈川県→○○ふれあいの村
- ・沖縄県→○○青少年の家
- *上記に示した10県は、「青年の家」「少年自然の家」を統一して、標記のとおり名称を変更しました。

3. 平成24年度 委託料における利用者一人当たりのコストについて

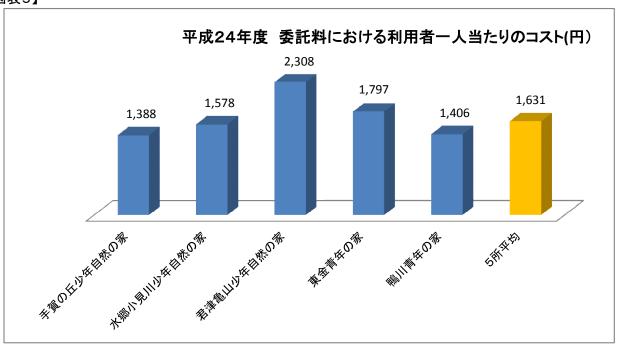
更新 24年データ

【囚狄囚】	

	宿泊定員	委託料(円)	利用者数(人)	一人当たりのコスト(円)
手賀の丘少年自然の家	300人	82,947,000	59,750	1,388
水郷小見川少年自然の家	264人	98,550,000	62,462	1,578
君津亀山少年自然の家	300人	87,904,000	38,090	2,308
東金青年の家	200人	79,908,000	44,463	1,797
鴨川青年の家	360人	94,553,000	67,244	1,406
5所合計及び平均	1, 424人	443,862,000	272,009	1,631

^{*}一人当たりのコストは、小数第1位を四捨五入

【図表9】



〇平成24年度の「委託料における利用者一人当たりのコスト」の全施設平均では、1,631円と なります。前回の会議資料では、1,651円(22年度の数値)でした。ほぼ、一人当たりのコスト は約1,600円ほどかかることがわかります。

^{*} 利用者数は、宿泊利用者と日帰り利用者を合計したものである。

- 4. 答申について
 - (1) 答申案策定までの概要

平成24年度 社会教育委員会議の審議 平成24年12月13日(1回) 平成25年 3月 1日(2回)

平成25年度 第1回社会教育委員会議の審議 平成25年7月3日

答 申 骨 子 案

はじめに

- 1. 体験活動の重要性
- 2. 県立青少年教育施設の現状
- 3. 県立青少年教育施設の役割
- 4. 県立青少年教育施設の今後の在り方
 - (1)名称変更について
 - (2)適正な受益者負担について
 - (3)月出野外活動施設の在り方
- (4)新しい視点に立った管理運営についておわりに
- ◎項目については、追加、変更する場合があります。

ff 報提供 是

社会教育委員会議 各委員より(7月中) 答申案提案

検討資料のデータ等より

平成25年第2回社会教育委員会議(9月4日予定) 答申案の検討

(2) 答申骨子案の項目におけるご意見の集約

*太字は各項目に重複したご意見

(*平成24年度 第2回・第3回議事録より抜粋)

1. 体験活動の重要性

- 学校教育として体験活動を実施する中で、子どもにどういうことを教えていくか、その体験をどのように生かしていくのか、意図的・計画的に進めていく必要がある。
- 県立青少年教育施設は、そこに行かなくてはできない体験をさせることができるため、学校としては活用したいと考えている。
- 昔の子ども達は、生活の中から自然にリーダーが生まれてきたが、今は、このような施設を利用して、意図的に仲間づくりやリーダー養成をしていかなくてはならない。
- 県で推奨している通学合宿の教育効果はすばらしい。小学校5・6年生だと 4泊目から子ども達の自我が出てくる。通学合宿を終えた子ども達が家庭で「洗 濯は自分でやるよ。風呂掃除も自分でするよ。」とお父さん、お母さんがその 成長に驚くといった話も聞く。
- 教育は費用対効果だけではなく、先行投資の面がある。体験活動の重要性を 謳われているわけで、どの施設も必要である。
- 子ども達が中学校や高校に入った年に、県立青少年教育施設での団体生活の 体験はとても意義のあることだと思う。

2. 県立青少年教育施設の現状

- 市独自で青少年教育施設を持っていないため県立青少年教育施設に頼らざる を得ない現状の中で、よいバランスで配置されているので、継続してほしい。
- O お金のある人たちは、条件のよい宿泊施設を利用できるが、学校や青少年教育団体には、料金の安い県立青少年教育施設を残してほしい。
- 稼働率については、民間ではつぶれてしまう数値かもしれないが、県の施設 であるので存続が重要なことであり、施設の修繕費等も削減せずに維持してほ しい。
- 県立高校には、年に1度は課外研修等で使用を呼び掛け、県立青少年教育施 設の稼働率向上を目指してもよいのではないか。
- O 閑散期の話が出たが、春休みや夏休みは予約が取れずに争奪戦になるくらい 混んでいる。
- 稼働率の話が出ているが、教育は費用対効果だけでは議論できるものではないため、民間と比較できない面(稼働率等)もある。
- 指定管理者が稼働率の低い時期に「数字を上げるというノルマが先行し、教育施設としてそれでいいのか。」ということも今後の課題である。
- 学校が動き出すと推進力があるため、県立高校の利用を義務づけてもよいのではないか。

- 3. 県立青少年教育施設の役割
- 県立青少年教育施設は、そこに行かなくてはできない体験をさせることができるため、学校としては活用したいと考えている。
- 今後の道徳教育で求められる、座学中心ではない体験型の道徳教育を実践する場として、非常に有効な施設である。
- O 教育活動の中で重要な自然体験を安全な環境の中で実践できる施設は必要である。
- 県で推奨している通学合宿の教育効果はすばらしい。小学校5・6年生だと 4泊目から子ども達の自我が出てくる。通学合宿を終えた子ども達が家庭で「洗 濯は自分でやるよ。風呂掃除も自分でするよ。」とお父さん、お母さんがその 成長に驚くといった話も聞く。
- 〇 子ども達が中学校や高校に入った年に、県立青少年教育施設での団体生活の 体験はとても意義のあることだと思う。
- O 閑散期には、各学校がセカンドスクールとして使い、施設で行った学習を年間の指導計画に位置付けることで授業時間の確保ができる。
- 〇 県立青少年教育施設は、子どもだけの少人数のグループでも安心して利用できるようにする。
- 〇 「冒険・挑戦・鍛練」の3つが日本の教育に劣っている。この教育は、学校 や家庭だけでは解決できないため、青少年教育施設を使って社会教育として行 えないか。
- 種を百まいても、いつ芽生えるかわからない。教育も同じで、子ども達に「たくさん種をまく施設」として、無駄なようでもお金をかけていただき廃止しないでほしい。
- 昔の子ども達は、生活の中から自然にリーダーが生まれてきたが、今は、このような施設を利用して、意図的に仲間づくりやリーダー養成をしていかなくてはならない。
- 必要か必要でないかというと、県内の小中学校が多く利用している現状の中では、必要な施設であると感じた。特に小学校の自然体験学習は、県内の近場で行っているのが通常である。
- 市独自で青少年教育施設を持っていないため県立青少年教育施設に頼らざる を得ない現状の中で、よいバランスで配置されているので、継続してほしい。
- O お金のある人たちは、条件のよい宿泊施設を利用できるが、学校や青少年教育団体には、料金の安い県立青少年教育施設を残してほしい。
- 〇 青少年教育施設を高齢者と子どもの交流の場と考える。高齢者がボランティアとして、青少年教育施設で青少年の指導者として活躍できる場を設ける。
- 〇 青少年教育施設の役割とその教育活動を一般県民の皆さんや教育関係者の皆 さんにアピールし、御理解をいただく。
- 稼働率については、民間ではつぶれてしまう数値かもしれないが、県の施設 であるので存続が重要なことであり、施設の修繕費等も削減せずに維持してほ しい。

4. 県立青少年教育施設の今後の在り方

(1) 名称変更について

- 〇 地域に根差したネーミングを考える。
- 〇 名称変更(ネーミング)をメディアに投げかけ、県内外に周知するとよい。
- 施設の利用対象者に合わせた名称を考えていきたい。
- 利用しやすい名称に変更して、一般の利用者を増やす。

(2) 適正な受益者負担について

- O お金のある人たちは、条件のよい宿泊施設を利用できるが、学校や青少年教育団体には、料金の安い県立青少年教育施設を残してほしい。
- 〇 安全で連れて行きやすい場所であり、料金の安さが大きな利用の理由だと思う。

(3) 月出野外活動施設の在り方

(4) 新しい視点に立った管理運営について

- 閑散期には、家族で泊まれるユースホステル的に使うのはどうか
- O 稼働率を上げるための、アイディアや宿泊学習のプログラムを広く募集する と、わくわくするようなものが出てくると思う。
- O ある施設を国際研修センターとして、特化させるなどそれぞれの施設に特色 をつけていくのはどうだろうか。
- 「少年自然の家」と「青年の家」の利用制限は現実的には、なくなってきている。主催事業で施設の特色をフルに活用していく。
- 指定管理者の評価については、県が基準をつくり、それに従って合格点を与 えたり与えなかったりすることが大切である。
- 青少年教育施設は、体験学習や野外活動以外にも「環境教育の場」、「キャリア教育の場」、「自然環境保護の場」等の機能を備えている。この機能を生かした特色を持たせるを考えていくことが必要である。
- 施設の利用については、利用者とよく相談をし、選択でき幅を持たせるなど、 オープンにしていくことも必要である。
- 学校教育として体験活動を実施する中で、子どもにどういうことを 教えて いくか、その体験をどのように生かしていくのか、意図的・計画的に進めてい く必要がある。
- 県立学校や小中学校が積極的に利用できるようなプログラムを県立青少年教育施設が提供する態勢を整える必要がある。
- 少人数単位の利用を図るよう、パンフレットや広報誌の工夫、ホームページ に掲載等の努力をする。
- 5施設が同じような運営ではなく、小学校限定の施設、少人数で対応できる 施設にするなどの特徴を持たせる。
- 施設で実施するプログラムのPR方法を検討する必要がある。

- 〇 青少年教育施設の役割とその教育活動を一般県民の皆さんや教育関係者の皆 さんにアピールし、御理解をいただく。
- 〇 県立青少年教育施設は、子どもだけの少人数のグループでも安心して利用できるようにする。
- 「新しい公共」型の管理運営を取り入れ、民間も知恵や企業の援助を得ながら、従来の管理運営体制にこだわらず、新しい方向性に進め、企業努力や時代に合った取組みが必要である。
- 市町村との連携、地域と連携したプログラムを考える。また、農業体験など 民間の事業とタイアップしながら事業を行う事もできる。
- 青少年教育施設については、社会教育法の規制がないので、人が来ない閑散 期は施設を閉めてしまうという契約を考えるなど、思い切った発想の転換を図 る。
- O 大規模校と小規模校の子ども達が一緒にコラボしたり、都会の子ども達と郡 部の子ども達が交流できる事業を考える。
- 〇 青少年教育施設は、今でも魅力あるのだが、さらに魅力を高める必要がある と思う。

社会教育委員会議「県立青少年教育施設の今後の在り方」検討の経緯(概要)

資 料

平成25年7月3日

事務局提案資料(平成24年12月13日)

- <県立青少年教育施設の意義>
- <青少年の体験活動の重要性>
- <現状>
- ○再整備し5所体制となり、平成20年度より指定管理者制度 導入し、現在は2期目
- ○利用者数・宿泊者数の減少はみられない(直営時と比較)
- ○施設の稼働率 37.8% (*平成22年度5所平均)
- ○職員研修(各施設·生涯学習課主催事業)
- ○地域とともに歩んでいる5施設の状況
- ○多彩な主催事業の実施
- <課題>
- ○維持管理経費
- 年間指定管理料→約4億4千万円
- 経年劣化による修繕費・設備の維持管理経費の必要性
- ○将来の県内青少年人口の減少
- ○閑散期の対策
- ○適正な受益者負担の検討

事務局提案資料(平成25年3月1日)

- ○調査結果より〈調査・資料提供の依頼への対応〉
- ・県内市町村立小中学校、県立高等学校、県立特別支援学校の利用状況
- ・市立青少年教育施設の宿泊利用状況及び当該市立青少年教育施設が設置 されていない市町村立小中学校の県立青少年教育施設の宿泊利用状況。
- ・県立青少年教育施設の宿泊利用団体内訳及び団体数
- ・県立青少年教育施設の特徴と活動プログラム(事例)
- ・ 施設職員の状況調査の結果
- ・平成23年度「利用者アンケート集計結果」
- ・平成24年度運営委員会の概要
- ·平成24年度指定管理者評価結果(平成24年8月公表) 等
- ○事務局より新たな提案
 - ・委託料における利用者一人当たりのコスト
 - ・月出野外活動施設の現状と今後について

<論 点>

- ①施設稼働率を高める工夫、魅力ある事業展開
- ②体験活動を含めた教育的な意義
- ③時代の変遷と青少年教育施設の役割
- ④収益増を図る視点
- ⑤増加する施設維持費等の財政面の課題

≪第1回社会教育委員会議の概要≫(平成24年12月13日)

<調査・資料提供の依頼>

- ○県内の市町村立小中学校や県立高等学校等の利用について
- ○県立青少年教育施設と市立施設の利用者の関係について
- ○利用団体の内訳について
- ○各施設の特色や活動プログラムについて
- ○施設職員について(資格・人数等)
- ○各施設の利用者の満足度について
- ○運営委員会について
- ○各施設の評価について

≪第2回社会教育委員会議の概要≫(平成25年3月1日)

<論点に対する意見集約>

- ① ○少人数単位の利用促進を図るようにパンフレットや広報誌、ホームページを工夫すべきである。
- ④ ○各施設の特徴を持たせたい。 ○ネーミング(名称変更)をメディアに投げかけ、県内外に周知するとよい。
- ○高齢者と子どもの交流の場とする。○実施プログラムの工夫(農業体験等民間との連携)と広報。○県立高校の利用を促進したい。
- ② ○コミュニケーション能力やチャレンジ意欲を高める上で、青少年教育施設で行う体験活動は重要である。
 - ・学校の教育プログラムに宿泊体験を入れてほしい。・教育施設として、キャリア教育・自然環境保護等の機能も持っている。
- ┃③ ○青少年教育施設の担う役割は大きい。「冒険・挑戦・鍛練」は、社会教育で行いたい。┃
- ⑤ ○教育は先行投資のようなもので、県立青少年教育施設を費用対効果だけでは考えることはできない。

 - ・利用者の立場として行きやすいし、料金が安い ・小学校の自然体験学習は近場で行うため5施設は必要である。
 - ・「新しい公共」型の管理運営を進めたい。
- ・社会教育法の規制はないので、思い切った発想の転換を図る。

平成25年度の予定

第1回(7月3日) 施設視察及び検討 答申案について検討

第2回(9月4日予定)

第3回(10月予定)

答申案最終検討

教育委員会へ答申(11月上旬)